## 中津市「新型コロナウイルス感染症緊急対策

# 特別資金特別融資」利子補給補助金

大分県の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策特別資金特別融資により 借入を行った中小企業者等対して、利子補給補助金を交付することで資金繰り 支援を実施します。

# 適用対象

大分県『新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金』を借り入れた 中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①中津市内で事業を営んでいること。
- ②市税の滞納がないこと。
- ③申込みを行う対象となる融資について、他の利子補給措置を受けて いないこと。

# 申込手続期限

融資実行日から概ね30日以内を目安に申請してください。

#### 補助対象上限額と期間

融資を受けた借入金のうち、運転資金(上限1,000万円)に係る利子相当額(年利1.3%)を借入後3年間補助します。

※1,000万円以上の融資契約でも1,000万円分に係る利子相当額を補助します。

## 申込方法

ホームページから申請書類をダウンロードのうえ添付書類を添えて、 下記まで郵送をお願いします。

郵送先 〒871-8501

中津市豊田町14番地3 中津市役所 企業立地・雇用対策課 クリック

※ 郵送によることができない場合は、下記の窓口へ持参してください。

窓口 中津市役所 2階 企業立地・雇用対策課 電話 (0979) 62-9020

# 交付申込に必要な書類

No.	提出する書類
1	補助金交付申込書(様式第1号)
2	中津市内で事業を行っていることが確認できる書類 例 法人登記簿謄本の写し 営業許可証の写し など
3	借入申込書等の契約関係証書の写し
4	返済日単位の返済元金及び利子額が確認できる書類 例 返済予定表の写しなど
5	大分県信用保証協会が発行する信用保証書の写し
6	市税納付状況確認承諾書
7	融資申込書の写し(借り入れ資金に設備資金を含む場合のみ) ※ 融資申込書=「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金融資に係る通知書」

# 補助金交付手続きの流れ

- 1
- •補助金交付申込

融資実行日から概ね30日以内を目安に提出してください。

- 2
- 補助金交付申込の認定

申込に基づき認定及び通知します。

# 以下③~⑥については認定者へ別途ご案内します。

- 3
- •交付申請

1~12月に支払った利子相当分を申請してください。

- 4
- •交付決定・額の確定

交付申請に基づき交付決定・額の確定を行い通知します。

- (5)
- ●補助金の請求

事業者より市へ交付請求書を提出してください。

- 6
- •交付

実績に応じ補助金を指定口座に振り込みます。

詳しくは中津市のホームページをご覧になるか下記の問合せ先までお問い合せください。

«問合せ先»

中津市役所 企業立地・雇用対策課

電話 (0979) 62-9020